**ご　連　絡**

２０２５年３月　日

〒○○

東京都豊島区・・・

○○株式会社

〇〇運営事務局　御中

　　　 　　　 　　 　　　　　　　　　千葉県〇市・・・

株式会社〇

担当　〇

前略　貴社運営の求人サイト「〇〇」に関し、貴社より〇年〇月〇日付請求書にて、求人広告掲載料を請求された件（以下、「本件」といいます。）についてご連絡いたします。

結論から申し上げますと、本件の契約は無効ないし取消対象となるものであって、当社は請求には応じかねます。下記に理由をお伝えします。

草々

記

# １　貴社の電話勧誘内容

　弊社は、貴社担当者より、３週間無料の求人広告掲載ができるとの電話勧誘を受け、無料掲載を前提とした求人広告の掲載を希望しました。その際、貴社担当者は、キャンペーン中の無料期間であることのみを強調した説明に終始し、無料期間終了時に自動更新とされること及び広告料が発生するとの説明はありませんでした。それどころか、無料期間が終わる前には更新の意向確認をする旨を口頭で説明されました。

# ２　求人申込書で無料掲載と有料掲載が明確に分かれていること

　貴社の求人申込書は「体験版」と「有料版」を分けて申込をする体裁になっており、当社が申込をした「体験版」は「３週間無料掲載（掲載開始日含む２１日間）」「採用費・原稿作成費はかかりません」との文言が大々的に銘打たれています。これに対して「有料版」は「１００日間有料掲載　掲載料３２０，０００円（税込）」との表記がされていることから、明らかに体験版について料金が発生しないと認識させる内容となっています。

貴社は、申込書等に有料版に自動更新する旨の記載があると主張されるものと思いますが、そもそもこうした広告掲載にかかる契約において、限定期間で対価が無料であるとの内容での契約をした以上、対価が有料となる契約とはその本質が大きく異なります。

仮に、無料契約から有料契約へ自動切り替えという建付けになるのであれば、その点については重要な契約変更として、より明確かつ具体的な説明をしつつ、解約を容易に取ることができる体制を取るべきです（少なくとも解約申込書を添付する等）。

さらには、貴社担当者が無料掲載を強調して勧誘してきたことは事実であり、自動更新及び料金発生のプロセスと確認を丁寧に説明すべきところ、それも曖昧であったため、正に「一定期間の無料契約」と誤信させ、解約手続が不要と誤信させるか、もしくは手続を失念させることで有料の広告料を請求しているとの疑念すら抱かざるを得ません。

# ３　貴社の求人サイトに求人広告としての中身がない

もとより、貴社の「〇〇」のサイトの求人広告は、単に当社の他のサイトの求人情報を羅列しただけの極めて簡素な仕様にすぎず、同種他社サイトと比較しても全く訴求力がありません。実際に全く応募に繋がっていません。

この内容で６か月△万円もの掲載料金が発生すること自体承服しかねるものです。

仮に、貴社から事前確認もされずに自動更新されること、及び３週間を過ぎた時点で即時に△万円が発生することが契約時点でわかっていれば、こうした中身のない求人サイトに高額な費用をかけて契約すること自体あり得ません。

# ４　こうした求人広告詐欺の手口に着目して公序良俗違反無効の結論を出した裁判例は本件でも妥当する

貴社と同様の手口の無料から有料求人広告への自動更新に関しては、求人業者側敗訴の多数の判決が出ております（東京地裁令和元年９月９日判決は公序良俗違反による無効、那覇簡裁令和３年１０月２１日判決は詐欺取消無効）。

上記のうち、東京地裁令和元年９月９日判決では、事前に意思確認を行う仕組みになっていないこと、求人情報サービス自体の実体がないこと等から、**「専ら無料掲載期間内に解約しなかった顧客（この中には，本件規約を読んで、無料掲載期間内に解約手続が必要であることを認識したが手続を失念した者のほか、被告のように、そもそも本件規約を読んでおらず、解約手続が必要であることを認識していないかった者も含まれる。）に，１年分の広告料を支払わせることのみを目的として，本件契約を締結しているものといわざるを得ないから、本件契約は、公序良俗に反し無効である。」**と、仮に申込者が規約を読んでいなかったとしても、貴社のような手口による契約自体を無効と判断しています。

この判決は、無料掲載による契約と有料掲載による契約では、契約の本質が大きく異なることを前提にしたものであって、本件においても明らかに妥当します。

# ５　まとめ

こうした、貴社の一連の勧誘手法及びサイト内容を見る限り、勧誘当初より無料期間のみを強調して、無料期間前に連絡をしない契約者に対して一律に広告料を請求するものであって、無料と考えた広告掲載者を殊更に錯誤に陥らせる手法です。業者に対して消費者契約法等が適用されないことを狙った詐欺的手法と言わざるを得ないものです。

上記判決と同様に、本件契約は公序良俗違反により民法９０条により当然無効となりますし、その他、当社において、貴社との契約の重要部分ないし契約の動機についての錯誤があるとして、民法９５条により無効を主張します。ないしは民法９６条による詐欺取消も併せて主張します。

本件契約は、そもそも無効である以上、当社は貴社の請求に応じる義務はありません。よろしくお願いいたします。

以上